

平成 27年 3月 30日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成27年度税制改正について

— 平成27年1月14日閣議決定より — 〈法人税編〉

ページ 1

(1) 法人税率の引き下げ⇒法人税の基本税率25.5%→23.9%に引き下げ

(平成27年4月1日以後開始事業年度より適用)

* 法人税・地方税含む実効税率:平成27年度32.11%、平成28年度31.33%、以後数年で20%台まで引き下げを目指す。

* 中小法人に適用される800万円以下の所得に適用される軽減税率の特例は15%で変わらず、平成29年3月31日まで延長。

(2) 繰越欠損金の控除限度額の見直し(今回の改正は資本金1億円以上の法人が対象)

①平成27年4月1日から平成29年3月1日の間に開始する事業年度における繰越控除額は繰越控除前の所得の金額の80%→65%に縮小

②平成29年4月1日以後に開始する事業年度における繰越控除額については所得の50%

(3) 欠損金の繰越期間及び帳簿書類の保存期間の延長(全法人)

現行9年→10年に延長(平成29年4月1日以後開始する事業年度において生じた欠損金額から適用)。

これに伴い、帳簿保存期間、欠損金に係る更生期間、更生の請求期間も同じく10年に延長。

(4) 地方拠点強化による税制の創設(本社機能を国が定める特定地域→支援対象区域への移転)

①投資減税=地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除

・本社機能東京23区→地方の支援対象区域に移転が「移転型」

特別償却25%又は税額控除7%(平成29年度は4%)

・その他は支援対象区域内での移転が「拡充型」

特別償却15%又は税額控除4%(平成29年度は2%)

* 但し、税額控除の上限は法人税額の20%

②雇用促進税制における税額控除

i) 法人全体の雇用者数が前期比5人(中小法人2人)以上増加ii) 法人全体の雇用者数が前期比10%以上増加

・「拡充型」は上記 i、ii の条件を満たした場合は増加雇用者1人当たり最大で50万円(現行40万円)の税額控除、条件 i のみで ii を満たさない場合は20万円の税額控除。

・「移転型」の場合は最大で80万円の税額控除、さらにその後雇用を維持していた場合は最大で3年間、年30万円の税額控除ができます。

* 上記①投資減税及び②雇用促進税制と合わせて当期法人税額の30%が限度。 次葉へ

(5) 受取配当金の益金不算入制度の見直し

今回、益金不算入割合の改正で、株式保有割合が33.3%以上又は5%以下について保有する株式等の配当に対する益金不算入割合が引下げられます。

①完全子法人株式等 (株式保有割合100%)	[完全子法人株式等に係る配当等の額]×100%益金不算入
②関連法人株式等 (株式保有割合33.3%超)	[関連法人株式等に係る配当等の額-負債の利子]×100%益金 不算入
③その他の株式等	[その株式等に係る配当等の額]×50%益金不算入
④非支配目的株式等 (株式保有割合5%以下)	[非支配目的株式等に係る配当等の額]×20%益金不算入

* 持株比率が高い株式への投資については益金算入割合を高くし、現在の持株比率の基準を改正前の25%以上から33.3%以上に引き上げる。

* 一方、持株比率が低い株式等への投資は、現在の益金不算入割合50%の他に新たに持株比率5%以下に区分するとともに20%益金不算入とする。

(6) 研究費開発税制の見直し

その事業年度の試験研究費の額に応じて、そのかかった費用の8~12%の税額控除が適用される制度です。 (平成27年4月1日以後は30%から25%に縮小)

この制度は、現在、次の4つに分類されていて、今回は税額控除の上限が次のように改正されます。

①試験研究費の総額に係る税額控除については30%→25%に縮小
②中小企業技術基盤強化については30%→25%に縮小
③特別試験研究に係る税額控除については30%→25%+5%(別枠)で結果は維持
④試験研究費の額が増加した場合等の税額控除については10%→10%で変更なし

(7) 所得拡大促進税制の改正

基準年度(平成25年4月1日以降に開始する事業年度で最も古い事業年度の前事業年度)の雇
用者給与等と比較して給与総額が増加した場合、増加額の10%相当額の税額控除ができます。

ただし、当期の法人税額の10%(中小企業等については、20%)が限度となります。

(平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用)

要件1 給与等支給額の総額:基準事業年度から、年度によって2~5%の増加割合があること。

<基準年度の支給額に対する適用年度の支給額の増加割合、()書きは中小法人以外の法人>

①平成25年4月1日~平成27年3月31日の間の開始適用年度...2%以上(2%以上)
②平成27年4月1日~平成28年3月31日の間の開始適用年度...3%以上(3%以上)
③平成28年4月1日~平成29年3月31日の間の開始適用年度...3%以上(4%以上)
④平成29年4月1日~平成30年3月31日の間の開始適用年度...3%以上(5%以上)

要件2 給与等支給額の総額:前の事業年度以上の増加があること。

要件3 平均給与等支給額:前の事業年度を上回ること。

*この場合、新規採用や退職者を除いた継続雇用者に限定して比較する。

以上、上記3つの要件すべてを満たした場合に適用されます。